

第1 資料のみかた

この資料は、「令和6年5月9日付け総財務第88号」をもって各都道府県に対して照会した「令和5年度地方財政状況調査」のうち、「都道府県の普通会計、国民健康保険事業会計、収益事業会計、交通災害共済事業会計及び公立大学附属病院事業会計の決算」を集計し、その一部を編集したものである。

一、調査の期日

令和6年5月31日現在（ただし、法適用の公営事業会計においては令和6年3月31日現在）

二、会計の区分

1. 普通会計

（1） 普通会計とは、公営事業会計以外の会計を総合して一つの会計としてまとめたものをいう。したがって、一般会計の中で、公営事業会計に係る全部又は一部の収支（新たに建設中のものを含む。）を経理している場合においては、これに係る一切の収支は、普通会計から分別して、公営事業会計中の該当会計において経理されたものとして取り扱うものである。

（2） 普通会計は、前に述べたとおり、一般会計とこれに属するいくつかの会計を合算して一つの会計を設定したものであるが、合算する際は会計間の重複を控除した純計額を計上している。

2. 国民健康保険事業会計

平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となったことに伴い都道府県が設置した特別会計をいう。

3. 収益事業会計

競馬事業、自転車競走事業、モーターボート競走事業、小型自動車競走及び宝くじ事業に係る会計をいう。

4. 交通災害共済事業会計

都道府県が直接実施している交通災害共済事業に係る会計をいう。

5. 公立大学附属病院事業会計

都道府県が設置する大学の附属病院事業に係る会計をいう。

三、その他

1. 地方消費税については、原則として、都道府県間の清算を行った後の額である。したがって、地方消費税清算金は、歳入、歳出いずれにも計上されない。

2. 「標準税収入額等」には、次の方式により算出した額を計上してある。

なお、東京都については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第8条第1項第1号イに規定する0.05及び0.2を乗ずるべき合算額の合計を記入してある。

$$\left[\begin{array}{l} \text{基準財政収入額} - \left(\begin{array}{l} \text{地方揮発油譲与税} \\ \text{石油ガス譲与税} \\ \text{森林環境譲与税} \\ \text{自動車重量譲与税} \\ \text{航空機燃料譲与税} \\ \text{交通安全対策特別交付金} \\ \text{道府県民税所得割に係る税源移譲相当額} \\ \text{（三位一体の改革分）の25\%} \\ \text{道府県民税所得割に係る税源移譲相当額} \\ \text{（県費負担教職員分）の25\%} \\ \text{地方消費税に係る引上げ分の25\%} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{分離課税} \\ \text{所得割交付金} \end{array} \right) \right] \times \frac{100}{75} + \left(\begin{array}{l} \text{地方揮発油譲与税} \\ \text{石油ガス譲与税} \\ \text{森林環境譲与税} \\ \text{自動車重量譲与税} \\ \text{航空機燃料譲与税} \\ \text{交通安全対策特別交付金} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{分離課税} \\ \text{所得割交付金} \end{array} \right)$$

※指定都市所在道府県を除く道府県については、「分離課税所得割交付金」は該当しない。

3. 「実質収支比率」、「公債費負担比率」、「経常収支比率」及び「財政力指数」は、次の算式によって得た比率である。

$$(1) \text{ 実質収支比率 (\%)} = \frac{\text{実質収支額}}{\text{標準税収入額等} + \text{普通交付税額} + \text{臨時財政対策債発行可能額}} \times 100$$

$$(2) \text{ 公債費負担比率 (\%)} = \frac{\text{公債費充当一般財源}}{\text{一般財源総額}} \times 100$$

$$(3) \text{ 経常収支比率 (\%)} = \frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源(※)} + \text{減収補填債特例分} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$$

(※) 経常一般財源：毎年度連続して経常的に収入される財源のうち、その使途が特定されない収入。具体的には、地方税（都市計画税等を除く。）、地方譲与税、市町村たばこ税都道府県交付金、地方特例交付金等、普通交付税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、地方消費税交付金、特別地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金、自動車税環境性能割交付金、法人事業税交付金、交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金並びに経常的に収入される使用料、手数料、財産収入及び諸収入等のうち使途の特定されないものを指す。

(4) 財政力指数

$$= \left[\frac{\text{令和3年度 基準財政収入額}}{\text{令和3年度 基準財政需要額}} + \frac{\text{令和4年度 基準財政収入額}}{\text{令和4年度 基準財政需要額}} + \frac{\text{令和5年度 基準財政収入額}}{\text{令和5年度 基準財政需要額}} \right] \times \frac{1}{3}$$

(5) 合計欄の「実質収支比率」、「公債費負担比率」、「経常収支比率」、「減収補填債特例分及び臨時財政対策債を経常一般財源から除いた経常収支比率」及び「財政力指数」は、合計数値を団体数で除した単純平均の数値である。

(6) 健全化判断比率の概要

$$\text{① 実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・ 実質赤字の額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

$$\text{② 連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該を超える額

イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{③ 実質公債費比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{(地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金)} - \\ \text{(特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{(3 か年平均)} \\ \text{標準財政規模} - \text{(元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}$$

- ・ 準元利償還金：イからホまでの合計額

イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額

ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの

ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

ホ 一時借入金の利子

$$\text{④ 将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

・ 将来負担額：イからヌまでの合計額

イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）

ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額

ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額

ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

ト 当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額

チ 設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

リ 連結実質赤字額

ヌ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

- ・ 充当可能基金額：イからチまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

(参考) 早期健全化基準と財政再生基準

	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	都： 5.57% 道府県：3.75% 市区町村：財政規模に応じ11.25%～15%	都： 8.63% 道府県：5% 市区町村：20%
連結実質赤字比率	都： 10.57% 道府県：8.75% 市区町村：財政規模に応じ16.25%～20%	都： 18.63% 道府県：15% ※ 市区町村：30% ※
実質公債費比率	都道府県・市区町村：25%	都道府県・市区町村：35%
将来負担比率	都道府県・政令指定都市：400% 市区町村：350%	—
資金不足比率	(経営健全化基準) 20%	—

※平成21年度～平成23年度の3年間は経過的な基準（道府県は25%→25%→20%、市区町村は40%→40%→35%）が設けられていた。（東京都についても別途経過措置が設けられていた。）